

2021

# 企画部の概要



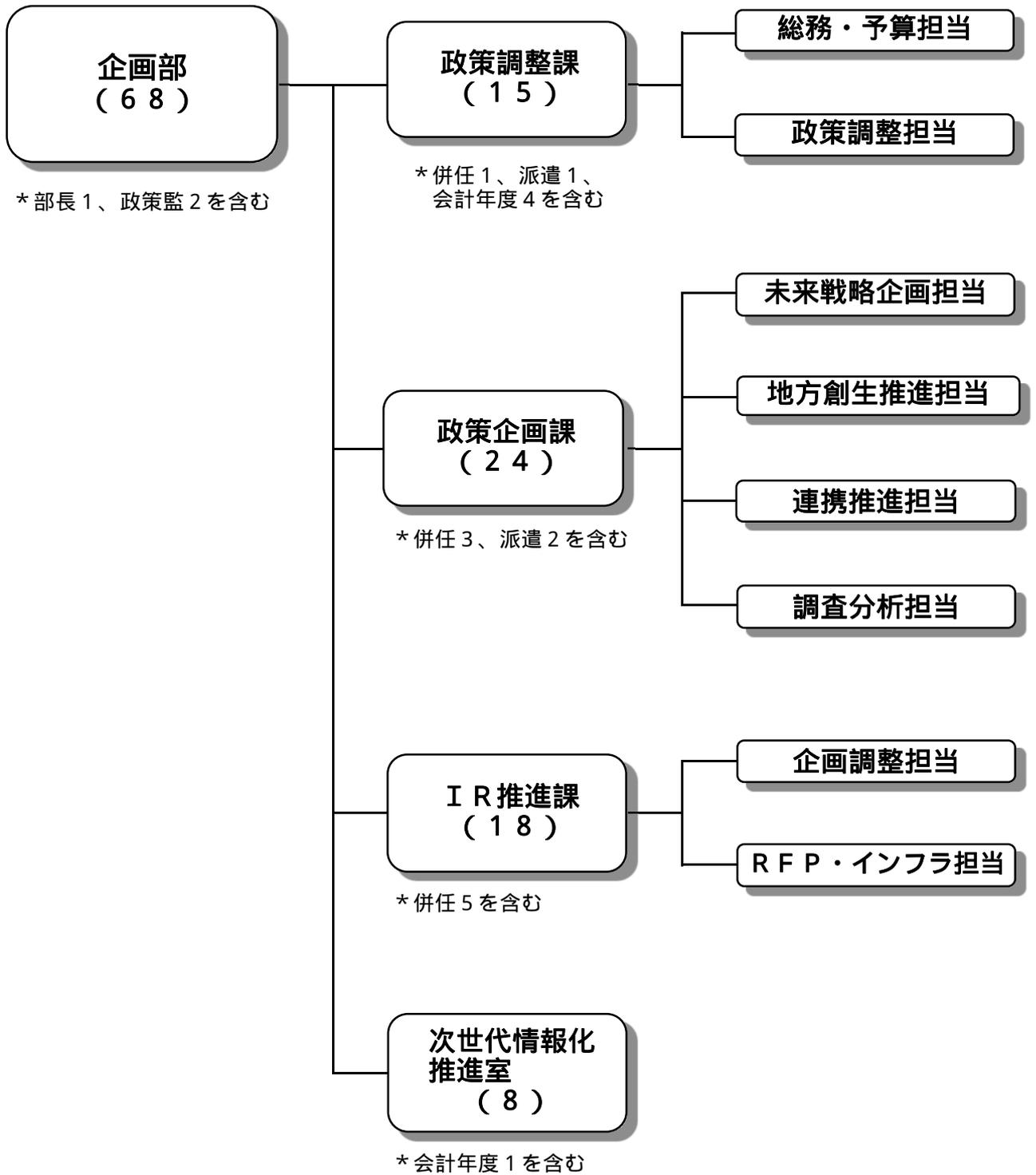
長崎県

# 目 次

企画部組織機構及び職員数	1
企画部事務分掌	2
令和3年度企画振興部の予算概要	3
企画部の主要事業	
政策調整課	
1 全国知事会	8
2 九州地方知事会・九州地域戦略会議	9
3 道州制	10
4 政策連合	11
5 政府施策に関する提案・要望の実施	12
6 国土形成計画（全国計画・広域地方計画）策定への参画	13
7 企業版ふるさと納税事業	15
政策企画課	
1 長崎県総合計画 チャレンジ2025（令和3年度～令和7年度）	16
2 長崎県長期人口ビジョン及び長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略	17
3 県内大学等との連携	18
4 各種連携の取組	19
IR推進課	
1 特定複合観光施設導入推進事業	21
次世代情報化推進室	
1 Society5.0 の推進	22
資料	
企画部門の組織の変遷	23

# 企画部組織機構及び職員数

( )内は職員数



# 企画部事務分掌

## 〈政策調整課〉

- 1 知事が指定した施策の総合調整に関すること。
- 2 九州地方行政連絡会議、知事会等に関すること。
- 3 部内各課(室)の予算の事務に関すること。
- 4 部内各課(室)の連絡調整に関すること。
- 5 部他課(室)の所管に属しないこと。

## 〈政策企画課〉

- 1 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 広域的な政策連携に関すること。

## 〈IR推進課〉

- 1 特定複合観光施設(IR)に関すること。

## 〈次世代情報化推進室〉

- 1 次世代情報化に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

## 令和3年度企画部の予算概要

### 企画部の予算概要

(単位：千円)

課(室)名	令和3年度 当初予算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
政策調整課	184,555			184,555
政策企画課	197,244	1,645		195,599
I R 推進課	302,237	9,423	1,500	291,314
次世代情報化推進室	139,674	9,845		129,829
企画部計	823,710	20,913	1,500	801,297

政策調整課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和3年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		184,555			184,555	
総務管理費		42,278			42,278	
一般管理費		42,278			42,278	
	職員給与費	37,435			37,435	
	秘書事務費	4,843			4,843	
企画費		142,277			142,277	
企画総務費		75,321			75,321	
	職員給与費	75,321			75,321	
企画調整費		66,956			66,956	
	総合調整費	33,012			33,012	全国知事会、九州地方知事会等の活動や国への要望等を行うための経費
	調査計画費	33,944			33,944	新しい政策に反映させるための調査研究経費や県政150周年記念事業に係る経費など
政策調整課合計		184,555			184,555	

政策企画課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和3年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		197,244	1,645		186,565	
総務管理費		54,049			54,049	
一般管理費		54,049			54,049	
	職員給与費	52,990			52,990	
	秘書事務費	1,059			1,059	
企画費		143,195	1,645		132,516	
企画総務費		134,514			125,480	
	職員給与費	125,480			125,480	
企画調整費		8,681	1,645		7,036	
	調査計画費	8,681	1,645		7,036	新しい政策に反映させるための調査研究経費など
政策企画課合計		197,244	1,645		186,565	

## I R 推進課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和3年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		302,237	9,423	1,500	291,314	
企画費		302,237	9,423	1,500	291,314	
企画総務費		112,161			112,161	
	職員給与費	112,161			112,161	
企画調整費		190,076	9,423	1,500	179,153	
	調査計画費	190,076	9,423	1,500	179,153	特定複合観光施設(IR)の区域認定 を目指すための経費
I R 推進課計		302,237	9,423	1,500	291,314	

## 次世代情報化推進室

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和3年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		139,674	9,845		129,829	
企画費		139,674	9,845		129,829	
企画総務費		50,402			50,402	
	職員給与費	50,402			50,402	
企画調整費		89,272	9,845		79,427	
	地域情報対策 費	89,272	9,845		79,427	次世代情報化に係る総合的な企画、 調整及び推進に要する経費
次世代情報化推進室計		139,674	9,845		129,829	

# 企画部の主要事業

# 政策調整課

# 1 全国知事会

## 【目 的】

各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として、活動しています。

## 【事 業】

全国知事会では次のような事業を行っています。

- (1) 各都道府県の事務に関する連絡調整。
- (2) 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進。
- (3) 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議。
- (4) 地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出。
- (5) その他、会の目的を達成するために必要なこと。

## 【組 織 等】

全国知事会の意思決定機関である全国知事会議は正副会長会議、理事会、7の常任委員会、5の特別委員会で組織されています。（令和2年4月1日現在）

### [ 常任委員会 ]

- ・ 総務常任委員会
- ・ 地方税財政常任委員会
- ・ 農林商工常任委員会
- ・ 国土交通・観光常任委員会
- ・ 社会保障常任委員会
- ・ 文教・スポーツ常任委員会
- ・ 環境・エネルギー常任委員会

### [ 特別委員会 ]

- ・ 総合戦略・政権評価特別委員会
- ・ 危機管理・防災特別委員会
- ・ 地方分権推進特別委員会
- ・ 原子力発電対策特別委員会
- ・ 過疎対策特別委員会

このうち、国土交通・観光常任委員会、環境・エネルギー常任委員会、危機管理・防災特別委員会、地方分権推進特別委員会、原子力発電対策特別委員会、過疎対策特別委員会において、長崎県知事が委員として参画しています。

## 【全国知事会議】

会議は通常年3回開催されます。

7月（全国知事会主催：地方開催 令和2年6月 WEB会議）

翌年度の政府の施策並びに予算に関する要望等を審議・決定

10～11月（政府主催：東京都）

政府と地方公共団体との連携を図るための意見交換等

12月（全国知事会主催：東京都）

翌年度の地方財政対策、国の予算編成に関する対策協議等

## 2 九州地方知事会・九州地域戦略会議

### 【目 的】

九州・山口各県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図るとともに、政府に対する要望活動を行います。

### 【主な取組】

#### (1) 九州地方知事会議（年2回 春・秋開催）

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

開催日程（令和2年度）

第155回 令和2年 5月22日 W E B 会議開催

第156回 令和3年 10月29日 山口県開催

組織構成（九州地方知事会）

会 長：大分県知事 広瀬 勝貞

副会長：長崎県知事 中村 法道

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

#### (2) 九州地域戦略会議（九州地方知事会議と同時期開催）

九州地域の自立のかつ一体的発展に向けて、官民一体で具体的な政策を検討し、実践的な取組を行います。

開催日程（令和2年度）

第37回 令和2年 5月22日 W E B 会議開催

第38回 令和2年 10月30日 山口県開催

組織構成（令和3年4月現在）

議 長：九州経済連合会会長 麻生 泰（麻生セメント㈱会長）

議 長：九州地方知事会会長 広瀬 勝貞（大分県知事）

委 員：（行 政）九州地方知事会会員（各県知事）

（経済界）九州経済連合会会長・副会長・理事

九州商工会議所連合会会長

九州経済同友会代表委員

九州経営者協会会長

事務局：九州経済連合会、九州地方知事会事務局（大分県総務部行政企画課内）

また、九州の発展に向けた共同体意識を醸成するため、産学官のトップリーダーが一堂に会した夏季セミナーを毎年開催しています。

### 3 道州制

#### 【目 的】

人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展など、時代の潮流に適切に対応していくとともに、将来に向けた創造的な発展を図るため、従来の中央官庁主導の画一的な行政システムを地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替え、地方分権を加速させる新たな広域自治体のあり方として、道州制に関する検討などの取組を行っています。

〔道州制のイメージ〕

- ・都道府県制を見直し、地域ブロックごとに広域自治体の「道」や「州」に再編
- ・外交、防衛などを除く国の事務・権限・財源を、できるだけ道州に移譲
- ・現在の都道府県の事務の大半を、住民に最も身近な市町村に移譲
- ・地方分権の推進と国・地方を通じた効率的な行政運営を実現

#### 【主な取組】

九州地方知事会における取組

- ・道州制等都道府県のあり方を考える研究会（平成14年2月～）

九州地方知事会においては、道州制、連邦制、県合併、県連合や県境を越えた広域連携など、都道府県のあり方に関する情報収集及び調査研究を行う「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」が、平成14年2月に設置されました。同研究会は、「九州が道州制に移行した場合の課題等について」を取りまとめ、平成17年6月の九州地方知事会議に報告しました。

また、各県の担当部局長等で構成される同研究会のメンバーは、九州地域戦略会議に設置された「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」に参画し、経済界と一体となって道州制の推進に向けた取組を行ってきました。

さらに、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」の企画立案にも取り組んでいます。

九州地域戦略会議における取組

- ・道州制検討委員会（平成17年10月～平成19年3月）

九州地域戦略会議では、平成17年10月に「道州制検討委員会」が設置され、官民が一体となって道州制に関する検討を行いました。

同委員会は、平成18年10月の九州地域戦略会議において「道州制に関する答申」を報告し、了承を得ました。これにより、道州制の必要性や九州が目指す姿などが、九州における官民の共通認識として確認されました。

- ・第2次道州制検討委員会（平成19年5月～平成21年5月）

九州地域戦略会議では、さらに道州制に関する検討を続けるため、平成19年5月に「第2次道州制検討委員会」が設置されました。同委員会は、九州地域戦略会議に対し、平成20年10月に「道州制の『九州モデル』答申」を報告、また、平成21年6月には「『九州が目指す姿、将来ビジョン』及び『住民及び国の関心を高めるためのPR戦略』」を報告し、いずれも了承を得ました。

- ・道州制に関するPR活動

九州地域戦略会議では、平成21年8月に「道州制PR活動実行チーム」を設置し、「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」における答申や報告を踏まえ、住民や国などを対象に、シンポジウム開催をはじめ道州制に関するPR活動に取り組んでいます。

## 4 政策連合

### 【目 的】

広域的視点に立った政策の立案と実行により、効果的な地域課題の解決や住民サービスの向上につなげていくとともに、将来の道州制へのステップとして、「九州はひとつ」という共同体としての意識を醸成していきます。

### 【主な取組】（九州地方知事会、九州地域戦略会議）

九州地方知事会及び九州地域戦略会議では、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」を推進しています。

令和3年4月現在、48項目の政策連合に取り組んでいます。

## 5 政府施策に関する提案・要望の実施

### 【目的・概要】

本県の主要事業としてその推進を政府に対して強く要望する必要がある事項及び制度の創設・改正により事業の促進が円滑に図られるもの等について、関係府省等へ提案・要望を行うほか、政府要人等の来県の際にも提案・要望を行います。

要望時期（令和3年度政府施策要望（令和2年度実施）実績）

6月上旬

要望項目（令和3年度政府施策要望（令和2年度実施）実績）

・項目件数 78項目（うち重点項目 33項目）

・主な重点項目

新型コロナウイルス感染症対策について

九州新幹線西九州ルート of 整備促進について

特定複合観光施設（IR）の区域認定について

国営諫早湾干拓事業について

海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について

地方創生・人口減少対策、防災減災対策に必要な財源措置の充実について

有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

離島振興対策の充実について

離島航路対策の強化について

新たな過疎対策法の制定等について

外国人材の受入について

農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

水産基盤整備等の促進について

農業生産基盤整備の促進について

西九州自動車道の整備促進について

地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について

地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

など

## 6 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)策定への参画

### 【概要】

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。

具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すもので、「全国計画」と「広域地方計画」が定められます。国土形成計画は、国土形成計画法に基づき、今後概ね10ヶ年間に於ける国土作りの方向性を示す計画として、平成20年7月4日に閣議決定されました。

これを受けて、国土形成計画法に基づき、現行の「九州圏広域地方計画」を今後概ね10ヶ年を想定し平成21年8月4日に策定しました。

しかし、その後の人口急減、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を見据えて「国土の「グランドデザイン2050」がとりまとめられ、この中で、現行の国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の見直しが実施され、「全国計画」は平成27年8月、「九州広域地方計画」は平成28年3月に変更・策定されました。

**全国計画** : 国土形成に関する施策の指針として、基本的方針、目標及び全国的な見地から必要と認められる基本的な施策を定めるものです。閣議で決定されます。

**広域地方計画** : 広域地方計画区域（18年7月、政令で北海道・沖縄除く8区域を決定。九州圏は7県で1ブロック）についてそれぞれ、全国計画を基本として、国土形成に関する方針、目標及び広域の見地から必要と認められる施策を国土交通大臣が定めるものです。九州圏広域地方計画は、九州圏の将来展望として日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を掲げています。

### 【国土形成計画策定にあたっての地方のかかわり】

国土交通大臣は全国計画案作成の際、都道府県等の意見を聴かなければなりません。

（法第6条）

都道府県等は全国計画の策定・変更を提案できます。（法第8条）

広域地方計画の策定・実施のため、国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市による広域地方計画協議会を組織します。（法第10条）

市町村は都府県経由で広域地方計画の策定・変更を提案できます。（法第11条）

### 【これまでの経過とスケジュール】

《法律公布から計画策定まで》

平成17年 7月29日 法律公布

” 12月22日 法律施行

平成18年 7月 7日 国土形成計画法施行令の公布・施行

” 8月 8日 長崎県国土形成計画検討会議（各部主管課長級の庁内検討組織）  
の設置

＜全国計画関係＞		＜九州圏広域地方計画関係＞
平成18年	8月23日	広域地方計画協議会準備会の設置
"	11月16日	
"	11月30日	広域地方計画プレ協議会の設置
平成19年	1月31日	
平成20年	7月 4日	
"	7月31日	広域地方計画協議会の設置
平成21年	4月	市町村から国に対する計画提案
"	6月	パブリック・コメント
"	8月	九州圏広域地方計画策定 (国土交通大臣決定)
平成26年	9月	広域地方計画見直しのキックオフ
平成27年	1月19日	
		九州圏広域地方計画協議会の開催
"	2月 4日	
"	2月27日	九州圏計画に係る市町村からの 計画提案
"	8月14日	九州圏広域地方計画 (国土交通大臣決定)
平成28年	3月29日	

## 7 企業版ふるさと納税事業

### 【目 的】

平成28年度の税制改正の一つとして導入された「企業版ふるさと納税」について、企業への効果的・効率的なアピール展開を実施します。

### 【企業版ふるさと納税制度の概要】

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）から税額控除する仕組みで、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

### 【主な取組】

企業への本県地方創生事業のアピール

- ・企業からの寄附の対象となる本県の地方創生事業を掲載した地域再生計画の策定
- ・地方創生事業のアピールのための企業訪問
- ・企業経営者等との交流媒体を活用した地方創生事業のアピール活動

企業版ふるさと納税ホームページの開設

- ・全国の企業に対して、本県の地方創生事業の内容、寄附対象事業の具体的取組、寄附企業等を紹介するためのホームページを開設し、積極的な情報公開、「見える化」を推進

○企業版ふるさと納税リーフレット及びポスターの作成

- ・企業版ふるさと納税の制度周知及び寄附企業のPRとなるリーフレット、ポスターを作成し、県関係機関、空港やバスターミナル等の各交通機関の拠点に掲出、リーフレットについては企業訪問や県人会等で配布

○企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式の開催

- ・一定額以上の寄付をした企業を対象に、知事より感謝状を贈呈する式典を開催  
メディア等にもプレスリリースを行い、寄附企業をPR
- ・感謝状贈呈式の模様は、ホームページ及びリーフレットにも掲載を行い、積極的にアピール活動を推進。

# I R 推 進 課

## 1 特定複合観光施設導入推進事業

### 【目 的】

特定複合観光施設( I R )の整備は、高い経済効果と雇用創出効果が見込まれ、県全体の振興や本県が抱える人口減少などの構造的な課題解決に資することが期待できるため、全国3箇所を上限とする I R 区域認定の獲得を目指します。

### 【主な取組】

本県への I R 区域認定を目指し、 I R 事業者の公募・選定及び区域整備計画の作成など、区域認定申請に向けた諸準備並びに I R の実現に必要な環境整備に取り組みます。

併せて、九州各県・経済界等とも連携しながら、 I R の高い経済効果を広く波及させるための取組を行うとともに、県民の理解を深めるための広報活動を行います。

#### I R 事業者の公募・選定

海外の I R 事業に深い知見(海外の法務、会計、税制に関する専門知識を含む。)を有するコンサルタント会社の支援を受けながら、 I R 事業者の公募・選定を行います。

#### 区域整備計画の作成

来年4月末を期限とする区域整備計画の認定申請に向け、 I R 事業者とともに、着実に準備を進めます。

#### 広域連携

九州及び県内の経済界、行政、議会が一体となった九州 I R 推進協議会を核として、 I R がもたらす高い経済効果を九州及び県内へ広く波及させるための活動を行います。

#### 県民理解促進

I R に関する県民の理解を深めるための説明会その他広報活動を行います。

### 【特定複合観光施設( I R )とは】

- ・国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテル、カジノなどが一体となった観光施設

# 次世代情報化推進室

# 1 Society5.0の推進について

## 【背景等】

AI、IoT、ロボットなど、第4次産業革命と呼ばれる新たな技術革新が、これまでにないスピードで進展しており、国においても、デジタル化を原動力としたSociety5.0実現の取組が推進されている中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会のデジタル化が一層加速してきています。

人口減少や少子高齢化が進行する中、AI、IoT、ビッグデータなどのICTを利活用した地域課題の解決、新産業・新サービスの創出、県民の豊かで質の高い生活の確保、行政におけるデジタル化の推進を図り、本県におけるSociety5.0の実現、さらには、新型コロナウイルス感染症に対応するためのニューノーマル（新たな日常）の実現を目指す必要があります。様々な分野における取組を推進してまいります。

## 【今年度取組の主な内容】

様々な分野における、Society5.0の実現に向け、デジタルトランスフォーメーション（DX）促進、ICT利活用による課題解決・社会実装等に係る意識啓発及び取組促進、行政・民間が保有するデータのオープン化促進及びデータ連携基盤の構築などを実施します。

### データ連携基盤構築

- 行政や民間が保有する、多種多様なデータを集積・共有・活用することにより地域課題の解決、新サービスの創出を促進するためのデータ連携基盤を構築します。

## ○ 県内におけるICT利活用の推進（Society5.0推進）

- 人口減少・少子高齢化の進行、2040年問題、新型コロナウイルス感染拡大への対応する「新たな日常」の確立など、顕在化する地域課題の解決に向け、ICTを利活用を図る市町・事業者の取組（実証等）を支援します。
- 県内の各産業分野の企業や県民の皆さんが、県内企業、誘致企業等の製品、サービスに、直接触れ、体験できるイベントを開催し、各産業分野におけるICT利活用の促進、県内企業、誘致企業が持つ技術の横展開及び県民のICT利活用にかかる意識醸成を図ります。
- ICT利活用の意識啓発を図るオンラインセミナーを開催します。

### 人材育成

- 市町職員のデジタル関連施策への意識啓発、並びに政策立案に対する助言や技術的支援、地域住民向け情報リテラシー向上（デジタルディバイド対策含む）等を図るため、市町の意向にもとづき、本県情報戦略アドバイザー等を派遣し、人材育成等の支援活動を実施します。

# 政策企画課

# 1 長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ 2025(令和3年度～令和7年度)

## 【策定の趣旨】

これから2040年頃にかけて、全国的に人口の減少や少子高齢化、インフラの老朽化、地域コミュニティの衰退といったこれまでに経験したことのない社会の大きな変化が予測されています。

本県でも全国より速いスピードで人口減少が進行するなど様々な課題が見込まれることから、時代の変化を的確に捉え、今から行っておくべき取組を着実に進めていく必要があります。

これまでの取組によって、移住者の増加や企業誘致による雇用創出など幅広い成果につながっていますが、本県をとりまく社会経済情勢は大きく変化しているとともに、将来に様々な課題が予想され、引き続き県民と一緒に長崎の未来を切り拓いていく必要があります。

県民がふるさと長崎県を誇りに思えるような将来像を示しながら長期的な視点で計画的に長崎県づくりを進めていくため、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすく示した総合計画を策定します。

## 【基本理念】

人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり

## 【キャッチフレーズ】

つながり、ささえ、つくろう長崎

## 【計画の特徴】

(1) 計画の実現や発信に向けて

キャッチフレーズの策定、近未来像の盛り込み、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合

(2) 社会や時代の動きを踏まえた施策の推進

Society5.0 や2040年問題への対応、SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症を踏まえた施策

## 【計画の期間】

本計画は、10年後の本県の将来像を見据え、5年間の政策の方向性を戦略的に示すものとし、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 【基本理念を実現するための3つの柱と10の基本戦略】

将来像	基本戦略
地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く	若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る 移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する 長崎県の未来を創る 子ども、郷土を愛する人を育てる みんなで支えあう地域を創る
力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す	新しい時代に対応した力強い産業を育てる 交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む 環境変化に対応し、一次産業を活性化する
夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る	人口減少に対応できる持続可能な地域を創る 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る 安全安心で快適な地域を創る

## 2 長崎県長期人口ビジョン及び第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 【策定の趣旨】

本県の人口は、これまで1960年の176万人をピークに、国より約半世紀早く人口減少が進み、2018年には134万人にまで減少しています。また、このままの状況が続けば、2060年には、約79万人にまで減少（高齢化率は約40%まで上昇）するという推計もあります。

本県においては、特に、進学や就職に伴い若年者の県外転出が著しいことや未婚化・晩婚化等を背景に出生率が減少していることを主な要因に人口減少・高齢化が進行していますが、人口の総数やその構成は、社会システムの根幹を成すもので、人口減少や高齢化の進行により、地域社会・県民生活への様々な影響が懸念されます。

こうした中、県では、平成27年10月に策定した「人口ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、人口減少がもたらす悪影響などの危機意識を県民の方々と共有しながら、県下一体となった人口減少対策の取組を推進してきましたが、これまでの成果や足らざる取組の検証を行い、令和2年3月に新たに「第2期総合戦略」を策定しました。今後も引き続き、取組みを推進していきます。

### 【計画の概略】

#### <長崎県長期人口ビジョン>

- ・人口の現状・将来の姿を提示し、危機意識を共有するとともに、目指すべき将来の方向を提示（社会減対策）進学や就職に伴う若年者を中心とした県外転出を抑制するという方向性の下、近年、年約1万人ある県外転出超過を2040年に均衡（±0）させる
- （自然減対策）結婚・出産・子育て等に対する希望を実現する環境整備等により、現在の合計特殊出生率1.66を、2030年に県民の希望する2.08まで上昇させる
- （人口の目標）上記対策に係る目標を達成することで、2060年に100万人の人口を確保

#### <第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略>

- ・「長崎県長期人口ビジョン」に掲げる将来目指すべき人口水準等を踏まえ、令和2年度から令和7年度の6ヵ年の政策目標や施策の方向性、具体的な施策をまとめたもの

#### 第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少対策の基本目標や施策の方向性

「ひと」・「しごと」・「まち」の観点から基本目標や施策の方向性を規定しています。

- ・地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く
    - （基本目標）・転出超過数を33%程度改善させる
      - ・合計特殊出生率を1.93まで引き上げる
    - （施策）若者の県内定着、人材育成、移住対策の推進、関係人口の創出・拡大、子育て支援、婚活支援、ふるさと教育などの3つの方向性
  - ・力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す
    - （基本目標）・誘致企業及び県支援を受けた地場企業の雇用計画数を3,600人とする（累計）
      - ・観光消費額（総額）を4,137億円に引き上げる
    - （施策）新産業創出・育成、企業誘致、観光まちづくりの推進などの3つの方向性
  - ・夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
    - （基本目標）・持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数を250に引き上げる
      - ・地域の特色を活かし、連携した地域づくりプロジェクトを推進する
    - （施策）集落・地域コミュニティ、しまや半島の地域活性化などの2つの方向性
- 基本目標や施策の方向性等については、便宜上、一部表現を変更しております

### 3 県内大学等との連携

#### < 地域と大学等の連携推進会議 >

##### 【目的】

大学等の研究成果や人材等を、地域における様々な課題解決や幅広い地域振興に、積極的に活用するため、互いの連携についての情報交換・意見交換を行います。

##### 【組織等】

「地域と大学等の連携推進会議」は、県、市町及び県内11の大学・短期大学・高専で構成します。

(1)行政：長崎県、県内各市町及び長崎県市町村行政振興協議会

(2)大学等：

県内8大学：長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎国際大学、長崎外国語大学、鎮西学院大学

県内2短期大学：長崎女子短期大学、長崎短期大学

県内高専：佐世保工業高等専門学校

会議のメンバー（委員）は固定せず、行政側と大学等との組織としての連携とします。

##### 《長崎大学と県との包括連携協定》

長崎大学と県は、相互の包括的な連携を強化し、長崎県内における地域の一層の活性化に資するため、平成21年12月24日に包括連携に関する協定を締結しました。

具体的な連携事業の構築に向けて、定期的に意見交換を行っています。

##### 《九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定》

平成29年10月26日に長崎、佐賀の両県の全大学等における「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」に参画する旨の協定を締結しました。

本プラットフォームでは、活気と魅力ある地域社会の創出に向けて、産学官の役割を明確にしながら、各分野における連携事業等に取り組んでいくこととしています。

#### < 明治大学と県との包括連携協定 >

##### 【目的】

長崎県が有する歴史・文化・自然等の地域資源並びに明治大学が有する知的財産を有機的に活用し、人材交流及び学術・文化・産業等の振興を促進することで、相互の発展を図るため、令和元年10月27日、包括連携協定を締結しました。

令和4年度の連携事業の構築に向けて、協議を行っています。

##### 【連携事項】

地域の文化、産業等の振興に関すること

学術研究に関すること

人材交流に関すること

生涯学習に関すること

現地での調査、研究、活動受入に関すること など

## 4 各種連携の取組

### < 地方創生に係る佐賀県との連携 >

#### 【目的】

歴史的にも地理的にもつながりが深い佐賀・長崎両県が今後の九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道の開通を見据えつつ、人口減少社会への対応や地方創生という喫緊の課題に対して、両県が連携・協力して取り組むことにより、効果的な施策の展開と両県地域の一体的な発展・振興を図るため、平成27年8月17日に「地方創生に係る佐賀県と長崎県との連携協定」を締結しました。

#### 【連携事項】

両県の県境周辺地域の振興に関すること  
国内外からの観光誘客に関すること  
都市部からの移住促進に関すること  
医療連携体制強化に関すること  
その他両県が必要と認める事項

#### 【組織等】

両県連携事業の企画立案や進捗管理等を目的として、両県の企画部門の担当部長及び担当課長から構成される「地方創生に係る佐賀・長崎連携推進会議」を設置。  
推進会議の下部組織として、連携事項ごとに、両県の事業実施部局等において具体的な協議を行う「実務者会議」を設置。

#### 【令和2年度に取り組む主な連携事業について】

肥前陶磁器を核とした歴史・文化ツーリズムの創出等による地域づくり  
国内外における両県の優れた地域資源を活用した魅力発信・観光客の誘致等

### < 地方創生に係る金融機関との連携 >

#### 【目的】

県と金融機関が地方創生に対する共通認識を深め、それぞれが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、緊密な協力と信頼関係のもと、地方創生を実効あるものとするため、金融機関2行と幅広い分野での連携協定を締結しました。

- ・平成28年1月22日：十八銀行
- ・平成28年1月22日：親和銀行・ふくおかフィナンシャルグループ

#### 【連携事項】

地方版総合戦略の推進に関すること  
移住・定住促進に関すること  
県内企業（県内中小企業等）の育成・支援に関すること  
企業誘致に関すること  
公共インフラの整備・活用に関すること など

#### 【組織等】

連携事業の企画立案や進捗管理を目的として、「連携推進会議」を平成28年3月に設置。

連携推進会議の下部組織として、事業担当の連絡・調整を行う「担当窓口」を県と金融機関の双方に設置。

### < コンビニと県との包括連携協定 >

地域における緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図るため、コンビニエンスストア3社と包括連携に関する協定を締結しました。

締結年月日

- ・平成20年7月 2日：株式会社セブン イレブン・ジャパン
- ・平成20年7月 9日：株式会社ローソン
- ・平成21年8月31日：株式会社ファミリーマート

本協定に基づき、地産地消や観光振興をはじめ、県民の安全・安心の確保、子どもや青少年の健全育成など様々な行政分野において、県とコンビニエンスストアとが連携し、協働して事業を行っています。

### < NEXCO西日本と県との包括協定 >

NEXCO西日本と県は、両者が互いに協力して、双方の資源を有効活用し、長崎県の地域の安全・安心の向上及び地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリアの利便性向上及び利用促進を図るため、平成24年1月16日、包括的相互協力協定を締結しました。

本協定に基づき、大規模災害発生時における相互協力や高速道路ネットワークを活用した本県の文化・観光資源等の情報発信等の連携事業を行います。

### < イオン株式会社と県との包括連携協定 >

イオン株式会社と県が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、平成25年9月19日、イオン株式会社と包括連携協定を締結しました。

本協定に基づき、災害発生時における相互協力、地産地消の促進、観光振興、高齢者支援、環境対策、地域の安全・安心の向上や地域の活性化等の連携事業を行います。

# 資 料

# 企画部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
27	直 属	企画室	26. 7. 12 企画室新設
28			
29			
30		企画課	30. 11. 10 財政再建団体に伴う改組
31		企画室	
32		企画調整課	
33	(企画室)	文化課	33. 7. 10 企画室に企画調整課、文化課、離島振興課設置
34		文化課	
35		文生課	
36		児童少青年課	
37		生活課	
38		文化広報課	38. 4. 1 文化課を文生課に名称変更
39	企 画 部	団体企画課	41. 1. 5 企画部に団体企画課を新設
40		交通安全対策室	41. 4. 1 知事直属広報課を企画部文化広報課に改組
41		交通安全対策室	41. 8. 5 企画部の団体企画課を知事直属の長崎国体事務局に移管
42		水資源開発課	42. 4. 5 企画部に交通安全対策室を設置
43		水資源調査課	
44		水資源開発課	
45		水資源調査課	45. 4. 1 水資源開発課新設 45. 11. 1 電算準備室(企画係・計算係)を新設
46		企画調整室	46. 4. 1 企画調整課を廃止し、職制で対応 児童少青年課を教育庁へ移管 生活課、交通安全対策室を民生部へ移管 文化広報課を知事直属へ移管 統計課を総務部より移管 電算準備室を電算室に名称変更 企画部において、統計課を除き、係制を廃止
47		企画課	47. 4. 1 企画調整室を廃止し、企画課を新設 水資源調査課を南部地域総合開発局、河川開発課へ移管 電算室を電算課へ名称変更
48		企画主幹(基地対策担当)	48. 4. 1 企画課へ土地対策室新設
49	直 属	企画主幹(総括主管・総合計画担当)	49. 4. 1 企画部の廃止に伴い、統計課、電算課、離島振興課を総務部へ移管 直属に企画を新設 企画課の土地対策室を企画(土地対策担当)に移管 企画に総括主管・総合計画担当、都市圏計画担当を設置
50		企画主幹(都市圏計画担当)	50. 4. 1 企画の土地対策担当を廃止し、土地対策室を設置
51		企画主幹(開発計画担当)	51. 4. 1 企画に同和対策事業調査担当、交通計画担当を設置
52		企画主幹(同和対策事業調査担当)	
53		企画主幹(原子力船「むつ」対策担当)	53. 4. 1 企画の開発計画担当、交通計画担当を廃止
54		企画主幹(原子力船「むつ」対策担当)	54. 4. 1 直属の原子力船「むつ」対策室を廃止し、企画に原子力船「むつ」対策担当を設置
55		企画主幹(婦人問題対策担当)	55. 4. 1 企画に婦人問題対策担当を設置
56		企画主幹(中国・基地担当)	
57		企画主幹(総合交通計画担当)	
58		企画主幹(中国・基地担当)	58. 4. 1 経済部の運輸課を廃止し、企画に総合交通計画担当を設置 企画の中国・基地担当を総務部の総務学課へ移管
59		企画主幹(国際協力計画担当・基地対策担当)	
60		企画主幹(中国・基地担当)	
61	企 画 部	企画課	61. 4. 1 企画の原子力船「むつ」対策担当を廃止 企画部の設置に伴い、企画の総括主管、総合計画担当、同和対策事業調査担当、婦人問題対策担当、総合交通計画担当をそれぞれ、企画課、同和対策室、婦人対策室、運輸通信課と課制を敷くとともに、直属の土地対策室、総務部の離島振興課(半島振興業務を併せて行うため、離島半島振興課と改称)、情報統計課を企画部へ移管
62		同和対策室	
63		長崎「旅」博覧会推進事務局	63. 4. 1 総務文書課の国際交流班を充実して、企画部の国際交流課として設置 運輸通信課を交通運輸課へ名称変更(通信部門は企画課へ) 長崎「旅」博覧会推進事務局を設置 企画課で所管していたリゾート業務をより推進するため、リゾート整備推進室を設置
元		リゾート整備推進室	元. 4. 1 リゾート整備推進室を経済部へ移管 ナガサキ・アーバン・ルネサンス2001構想を推進するため、長崎部心再開発推進室を設置
1		長崎部心再開発推進室	2. 4. 1 婦人対策室を女性行政推進室へ名称変更
2		女性行政推進室	
3		離島半島・地域政策課	3. 4. 1 長崎「旅」博覧会推進事務局を廃止 離島半島・地域政策課を新設 長崎部心再開発推進室を長崎都市再開発推進局に再編 交通運輸課を交通政策課へ名称変更
4		交通政策課	
5		情報統計課	5. 4. 1 情報統計課を統計課と電算システム課に再編
6		文化推進室	6. 4. 1 文化行政を総合的に推進するため、文化推進室を新設、長崎部心再開発推進局を知事直属へ移管
7		生活環境部	7. 4. 1 部の統合再編により、文化推進室、同和対策室、女性行政推進室を新設された生活環境部へ移管 長崎新幹線の実現化に向け、より体制の充実強化を図るため、新幹線対策室を新設(課内室) 長期的視野に立った水資源の総合的な政策を推進するため、土地対策室を水資源土地政策課に改組
8		地域政策課	8. 4. 1 "しま" "半島"の振興及び県下全域の地域振興を図るため、離島半島・地域政策課を地域政策課へ改組 国際交流から国際協力へのステップアップを図り、県下一体となった国際化を推進するため、国際交流課を国際課へ改組
9		高度情報化室	9. 4. 1 長崎県地域情報化構想を策定するとともに、情報通信基盤の整備等を一層推進するため、高度情報化室へ改組(課内室)
10		政策審議室	10. 8. 1 県の主要な課題について特色ある施策を推進するため、政策審議室を設置
11		企画調整課	11. 4. 1 企画課を企画調整課に、政策審議室を政策課に再編 企画調整課内に日蘭交流400周年事業推進室を新設 電算システム課を総務部へ、統計課を県民生活環境部へ移管 直属の豊仙岳災害復興室を廃止し、業務を地域政策課へ移管
12		日蘭交流400周年事業推進室	

# 企画部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
13	政策調整局	企画調整課 政策評価課 広報広聴課 都市再整備推進課 都心整備室	13.4.1 政策調整局、地域振興部の設置に伴い、企画部を発展的に解消 政策調整局内に、企画調整課、政策評価課、広報広聴課、都市再整備推進課、都心整備室を設置
14		都心整備室	14.4.1 都心整備室を課外室として改組
15	政策企画課	都心整備室 [研究機関] 科学技術振興課 衛生公害研究所 工業技術センター 産業技術センター 総合水産試験場 総合農林試験場・支場(2) 果樹試験場 畜産試験場	15.4.1 政策立案機能の強化のため、企画調整課を政策企画課へ改組 プロジェクト研究等を一元的に推進し、産業の活性化及び県民生活の向上に役立てるため、7つの研究機関を連携・総括する 科学技術振興課を新設
16			
17			
18	政策企画部	文化・スポーツ振興部へ 土木部まちづくり推進局へ	18.4.1 政策企画、政策評価、広報広聴に機能を特化し、政策企画部に名称変更
19	知事公室	国際課	
20		果庁舎・まちづくり担当 世界遺産担当 総務部へ 秘書課 国際課	20.4.1 政策の立案・推進機能の強化のため、政策企画部及び関係部門を知事直屬組織である知事公室に改組 知事公室に果庁舎・まちづくり担当、世界遺産担当を設置 秘書課を総務部より、国際課を地域振興部より移管 政策評価課を総務部へ移管し、政策評価室へ改組
21		世界遺産登録推進室 まちづくり推進室	21.4.1 世界遺産担当を世界遺産登録推進室へ改組 土木部より関連業務の移管を受け、まちづくり推進室を新設
22		まちづくり推進室	21.7.15 果庁舎・まちづくり担当を総務部へ移管し、果庁舎基本構想策定室へ改組
23	企画振興部	地域振興課 文化観光物産局へ 土地対策室 総務部へ 総務部へ 新幹線・総合交通対策課	23.4.1 地域振興と連動した全庁的な企画立案や政策調整を実施するため、知事公室、地域振興部等を再編し企画振興部を新設 旧知事公室の政策企画課、国際課、まちづくり推進室を新設の企画振興部に設置し、秘書課、広報広聴課を総務部へ、世界遺産登録推進室を文化観光物産局へ移管 旧地域振興部の土地対策室、新幹線・総合交通対策課及び地域政策課と市町振興課を再編・統合した地域振興課を新設の企画振興部に設置 文化・観光・物産振興部門の連携強化と総合的な施策の実施、アジア・国際戦略の着実な推進を図るため、企画振興部内に文化観光物産局を設置
24		文化観光物産局へ	24.4.1 国際課を文化観光物産局へ移管
25			
26		地域づくり推進課 市町村課	26.4.1 本庁と振興局との連携を強化し、地域毎の施策を強力に推進するため、地域振興課を地域づくり推進課と市町村課に再編し、 総務部から振興局が企画振興部へ移管
27		スポーツ振興課	27.4.1 団体・大会後のスポーツ振興の検討や施策の効果的な推進のため、団体・障害者スポーツ大会部の県民スポーツ課を改組し、 スポーツ振興課を設置。
28			
29		IR推進室(課内室)	29.10.1 IR誘致活動等の強化を図るため、政策企画課内に「IR推進室」を設置。
30		IR推進室	30.4.1 IRの推進に向けた責任体制をより明確にし、区域認定申請の諸準備を進めるため、政策企画課内の「IR推進室」を、 課から独立した「IR推進室」に改組。また、「まちづくり推進室」のまちづくり業務等を土木部に移管し、果庁舎跡地活用 に向けた検討や調整を重点的に推進するため、「果庁舎跡地活用室」に改組。
元		IR推進課	
		果庁舎跡地活用室 まちづくり業務等を土木部に移管	
2	企画部	文化観光国際部へ 地域振興部へ	2.4.1 重要施策等の企画立案及び連携体制並びに推進体制を強化するため、「企画振興部」を「企画部」と「地域振興部」に再編 政策企画課の企画立案及び連携機能の強化を図るため、「政策調整課」を新設し、予算関係業務及び知事会関係業務等を移管 政策企画課に統轄監督スタッフを統合し、企画立案及び連携機能を強化 Society5.0の到来を見据え、次世代の先端技術を活用した施策のさらなる推進を図るため「次世代情報化推進室」を新設
3		次世代情報化推進室	